

「#知ってみぬま」写真募集要領

【令和6年12月改訂】

1 目的

さいたま市見沼区（以下「見沼区」）内で撮影された写真をInstagram及びX(旧Twitter)等で募集し、様々な角度から見沼区の魅力を発信することを目的とします。

2 概要

見沼区内で撮影された写真を、ハッシュタグ「#知ってみぬま」をつけてInstagram又はXにて投稿していただくか、電子申請システムから応募いただく写真募集企画です。応募いただいた写真の中から一部を、主に以下の用途で使用します。

- ・見沼区ガイドブック「知って！MINUMA」
- ・市報さいたま見沼区版
- ・市ホームページ
- ・見沼区役所公式Instagram（プロフィール写真含む）
- ・見沼区役所公式X（プロフィール、ヘッダー写真含む）
- ・見沼区役所で作成するパンフレット、資料、冊子、映像
- ・その他、見沼区のPRに関すること

3 対象

どなたでも参加できます。

4 応募方法

①見沼区役所公式Instagram「@minumaku_official」又はX「@MinumakuPR」をフォロー。
本文に「#知ってみぬま」をつけて、見沼区内で撮影した写真をInstagram又はXで投稿。

※アカウントを非公開設定にしている場合は応募の対象外です。応募する場合は、アカウントの設定を公開にしてください。（「2 概要」の用途で使用する際、投稿時点でのアカウント名又はユーザー名を記載させていただく場合があります。）

※差し支えなければ、撮影時期や撮影場所を本文に記載してください。本文の内容も含めてご紹介させていただくことがあります。

※ひとり何枚でも応募できます。ただし、各媒体への掲載にあたっては、おひとりに対し使用させていただく枚数を調整する場合があります。

②電子申請システムで登録

5 応募期間

令和6年9月27日（金）から令和7年9月30日（火）

6 選考

応募写真は、選考の上「2 概要」に記載された用途で随時使用させていただきます。

見沼区役所公式Instagram又はXをフォローし「#知ってみぬま」をつけて投稿された写真と、電子申請システムにて登録された応募写真は、「2 概要」に記載された用途で使用するものとし、応募者はこれに同意したものとします。応募者への写真利用許諾申請や使用する旨の連絡などはしません。

※選考の経過及び結果、選考基準等、使用写真の決定に関する問い合わせには一切回答しません。

7 注意事項

- ①応募写真は、応募者本人が撮影した単写真のみ（組み写真、動画は不可）とします。
- ②他のコンテスト等との重複応募は、当落の有無を問わずできません。
- ③写真の撮影は、安全とマナーに十分配慮し、公に撮影しても良い場所で行ってください。特に、公共の場所以外で撮影する場合は、事前に必ず所有者の承諾を得てください。
- ④人物が明確に映っている写真の場合、区において人物にぼかし加工をする場合があります。ぼかし加工を希望しない場合は、事前に本人（未成年の場合は保護者）の承諾を得ることを応募条件とします。
- ⑤応募した写真の著作権は応募者に帰属しますが、応募者は、さいたま市及び見沼区に対し、「著作者人格権を行使しないこと」※1をご了承ください。
- ⑥上記①～⑤の注意事項に反して応募し、被写体の著作権や肖像権を侵害するような事態（トラブル）が発生した場合、さいたま市及び見沼区は責任を負いません。特に、本要領2に基づき写真を使用した結果、さいたま市及び見沼区または第三者との間に紛争が生じた場合は、応募者の責任と費用負担によって解決していただきます。
- ⑦本企画の応募等に必要な通信料等は、応募者負担となります。
- ⑧投稿する際は、「さいたま市見沼区役所公式Instagram運用方針」及び「さいたま市見沼区役所コミュニティ課X(旧Twitter)運用方針」をご確認の上、遵守してください。

※1 応募作品に対して、さいたま市及び見沼区が「文字入れ」や「トリミング」、「ぼかし」などの加工を行う場合においても応募者としての権利は主張できません。

8 問合せ

見沼区役所コミュニティ課 TEL：048-681-6020 FAX：048-681-6161